

平成30年度障害者虐待の状況について

1 趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）に基づき、市町や労働局からの報告を受け、県内の平成30年度の状況の取りまとめを行った。

2 取りまとめの概要

法第20条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による虐待について県が公表すべき事項のほか、養護者による虐待は市町、使用者による虐待は労働局から提供された情報に基づいて集計を行った。

＜集計等の概要＞

対象者 県内在住の障害者

対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

内容 法による虐待区分ごとの通報件数及び認定件数並びに虐待行為の内容等

3 平成30年度の集計結果の概要（詳細は別紙のとおり）

（1）養護者による障害者虐待

通報件数	95件
認定件数	26件
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・通報件数は減少が止まりやや増え、認定件数は微増した。 ・通報者は本人（25件）、相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等（22件）、警察（17件）、当該市町職員（10件）の順に多い。 ・虐待行為の種別は、身体的虐待が最も多い（19件）。 ・虐待者は、兄弟姉妹が最も多く、次いで父親、母親、その他（叔父、知人等）が多くなっている。 ・被虐待者の性別は、女性が多い。 ・被虐待者の障害種別は、知的障害、身体障害、精神障害の順に多い。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者から分離したものが10件、分離していないものが11件。 ・虐待者から分離した場合の対応は、例年、契約による障害福祉サービスの利用が多いが、平成30年度は一時保護や医療機関への一時入院が3件と最も多い。 ・虐待者から分離していない事例では、養護者への指導・助言が8件、利用計画の見直しが2件であるが、同時に定期的な見守り（3件）を行っている場合もある。

（2）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

通報件数	37件
認定件数	5件
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者は被虐待者本人・家族等（10件）や当該障害者福祉施設従事者・管理者等（7件）からの通報が大半を占めている。 ・虐待のあった障害者福祉施設は、生活介護、就労継続支援A型など日中活動サービスが多い。 ・虐待の種別は、性的虐待、心理的虐待が各3件。 ・被虐待者の障害種別は、知的障害が最も多い傾向が続いていたが、平成30年度は身体障害が最も多い（3件）。
対応	虐待の通報があった場合には、原則として被虐待者に支給決定を行っている市町による虐待事実の確認・指導を行うが、市町から県に対して協力依頼等があれば、連携した調査等を行い、障害者福祉施設等への指導等を行っている。

(3) 利用者による障害者虐待

通報件数	31件
認定件数	10件
概要	・虐待種別の大半は、例年、事業主による賃金不払い等による経済的虐待が占めており、平成30年度も9件を占める。 ・虐待のあった事業場数については、例年10件程度で推移しており、規模は100人未満の事業場が多い。業種では製造業（3件）、卸売・小売業（3件）、生活関連サービス業・娯楽業（2件）、医療・福祉（1件）、建設業（1件）となっている。
対応	指導権限を有する広島労働局で対応している。

4 平成28年度から平成30年度までの傾向

(1) 養護者による障害者虐待

通報件数は、95件前後と横ばい傾向であり、虐待の認定件数も、20%台で横ばい傾向にある。

通報者の内訳では、障害者虐待防止法施行当時は、本人・家族及び近隣住民等によるものが多かったが、現在は障害者が利用する障害福祉サービス事業所の職員や警察等の関係機関からの通報も多くなっている。

被害者では、男女別は女性が多い傾向が続いており、障害の種別は、法施行時から通じて知的障害が最も多い。年齢層では、40代・50代が多いものの、20代が7件と増加している。

虐待者は、父・母、兄弟姉妹や夫等が多いが、妻による虐待は少ない状況にある。

虐待行為は、過去3年間を通じて身体的虐待が最も多い。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

通報件数は、平成28年度が47件、平成29年度が34件と、減少したが、平成30年度は37件とやや増加した。

通報者の内訳は、本人や家族・親族によるものが多い。

被害者の障害種別では、身体障害が多い。

虐待行為は、平成30年度は身体的虐待が0件と減少したが、性的虐待が3件と増加した。

(3) 利用者による障害者虐待

通報件数及び虐待の認定件数は、平成25年度以降、増加傾向にあったが、平成28年度は減少し、平成29年度は急激に増加した（就労継続支援A型事業所の経営破綻・一斉解雇によるもの）。

その後、平成30年度は減少している。

虐待行為は、法施行時から通じて経済的虐待が最も多い。

5 県の取組

市町や市町障害者虐待防止センター、県障害者権利擁護センター又は労働局等の関係機関と連携し、次の取組を推進していく。

- (1) パンフレット等により、県民・市町・事業所等における法の趣旨や通報義務等の定着を促進する。
- (2) 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生の防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。
- (3) 市町や市町障害者虐待防止センター、障害者福祉施設等での虐待防止を担当する職員を対象とした研修を実施する。

なお、法の趣旨や虐待が発生したときの対応方法等に加えて、障害者福祉施設従事者等による虐待の未然防止の観点から、強度行動障害の障害特性に係る支援知識の習得等についても研修内容に盛り込む。

- (4) 障害者福祉施設等における虐待防止研修の実施等を、集団指導等を通して徹底する。
- (5) あいサポート運動を通じて、障害者への差別や虐待につながる偏見、無理解を取り除くよう努める。
- (6) 広島県虐待防止ネットワーク推進会議により、関係機関、当事者団体等と虐待防止方策を検討する。
- (7) 県障害者権利擁護センター、市町や市町障害者虐待防止センター間で意見交換等を行い、他機関連携の深化、困難ケースへの対応方法や先進的な取組の共有等を図る。

1 養護者による障害者虐待

(1) 通報件数

H28	H29	H30
96	94	95

(2) 認定件数

H28	H29	H30
21	23	26

(3) 虐待の種別・類型

(件数)

	H28	H29	H30
①身体的虐待	17	14	19
②性的虐待	0	0	1
③心理的虐待	7	5	9
④放棄・放置	2	2	4
⑤経済的虐待	3	3	6

※1件の事案で複数の虐待種別がある場合がある。

(4) 被虐待者と虐待者の関係

(人数)

	H28	H29	H30
①兄弟姉妹	6	2	6
②夫	6	4	4
③妻	1	1	0
④母	4	7	5
⑤父	3	7	5
⑥息子	1	0	1
⑦娘	0	0	2
⑧その他	3	2	5

※1件の事案で複数の虐待者がある場合がある。

(5) 分離の有無

(件数)

	H28	H29	H30
①虐待者からの分離	8	9	10
②虐待者との分離をしていない	13	12	11
③その他	1	2	6

(6) 分離を行った事例の対応状況

(件数)

	H28	H29	H30
①契約による障害福祉サービス利用	4	6	1
②やむを得ない事由等による措置	2	0	2
③一時保護	0	1	3
④医療機関への一時入院	1	1	3
⑤その他	1	1	1

(7) 分離していない事例の対応状況

(件数)

	H28	H29	H30
①養護者への助言・指導	6	6	8
②新たに障害福祉サービスを利用	2	0	0
③利用計画の見直し	3	3	2
④障害福祉サービス以外の別のサービスを利用	1	0	1
⑤見守り	11	8	3
⑥その他	2	1	2

※1件の事案で複数の対応を行っている場合がある。

(8) 被虐待者の性別

(人数)

	H28	H29	H30
①男	7	9	4
②女	15	14	23

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(9) 被虐待者の年齢構成

(人数)

	H28	H29	H30
①20歳未満	1	0	0
②20～29歳	4	4	7
③30～39歳	3	4	3
④40～49歳	6	9	7
⑤50～59歳	5	4	7
⑥60～64歳	3	2	3
⑦65歳以上	0	0	0

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

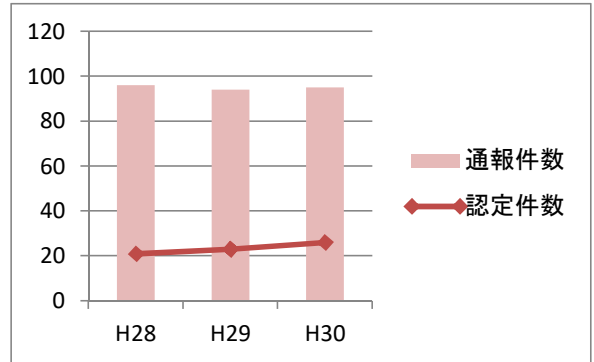
(10) 被虐待者の障害種別

(人数)

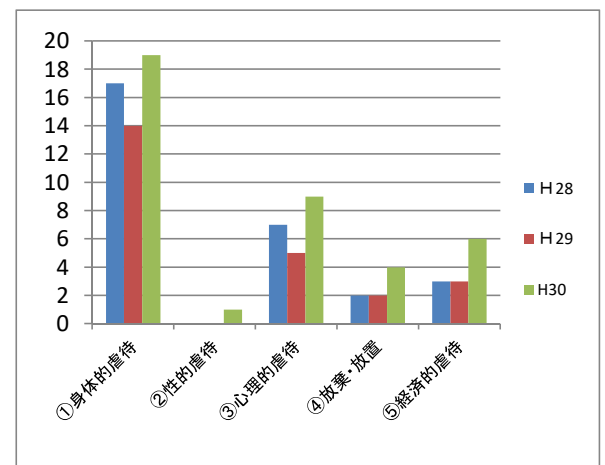
	H28	H29	H30
①身体障害	2	4	8
②知的障害	14	10	14
③精神障害	6	9	7
④発達障害	0	0	0
⑤その他	0	0	0

※1人の障害者が複数の障害を有している場合がある。

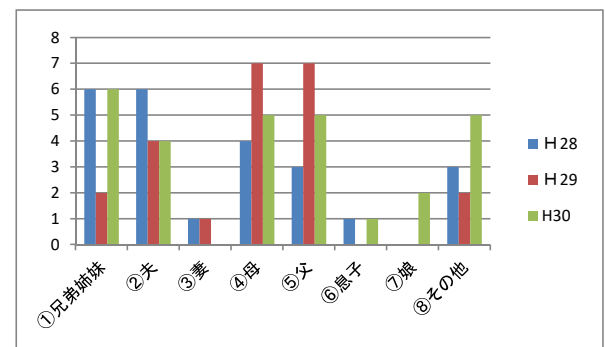
通報件数及び認定件数の比較



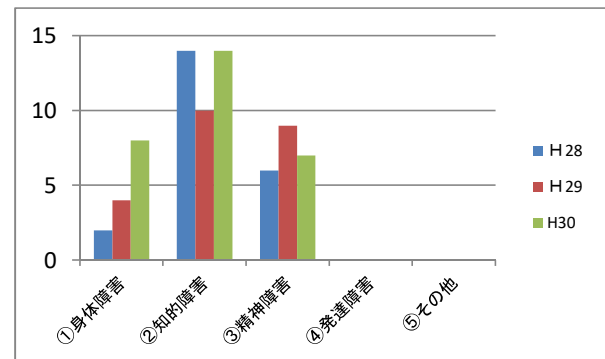
虐待の種別・類型



被虐待者と虐待者の関係



被虐待者の障害種別



2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 通報件数

H28	H29	H30
47	34	37

(2) 認定件数

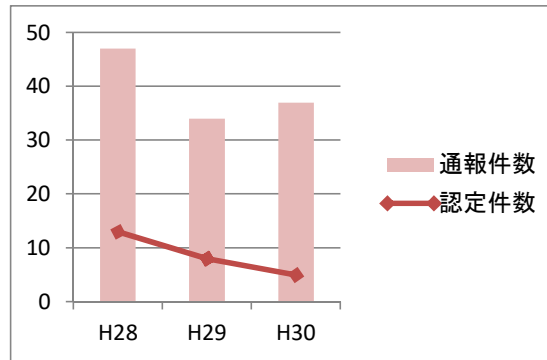
H28	H29	H30
13	8	5

(3) 虐待を認定した事業所の種別

(件数)

	H28	H29	H30
①障害者支援施設	1	3	0
②療養介護	0	1	0
③生活介護	1	0	3
④就労継続支援A型	4	1	1
⑤就労継続支援B型	1	0	0
⑥共同生活援助	2	1	0
⑦短期入所	2	1	0
⑧就労移行支援	1	0	0
⑨その他	1	1	1

通報件数及び認定件数の比較



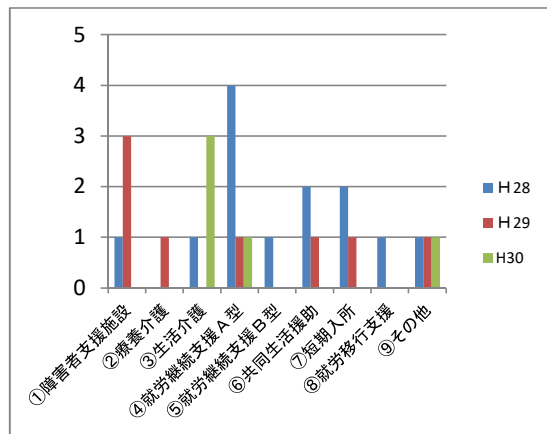
(4) 虐待の種別・類型

(件数)

	H28	H29	H30
①身体的虐待	8	2	0
②性的虐待	0	1	3
③心理的虐待	6	6	3
④放棄・放置	0	1	0
⑤経済的虐待	0	0	0

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

虐待を認定した事業所の種別



(5) 虐待を行った者の職種

(人数)

	H28	H29	H30
①設置者・経営者	0	0	0
②管理者	3	0	0
③生活支援員	5	5	3
④職業指導員	0	0	0
⑤その他従事者	4	5	4
⑥不明(件数)	3	0	0

※1件の事案で複数の虐待者がいる場合がある。

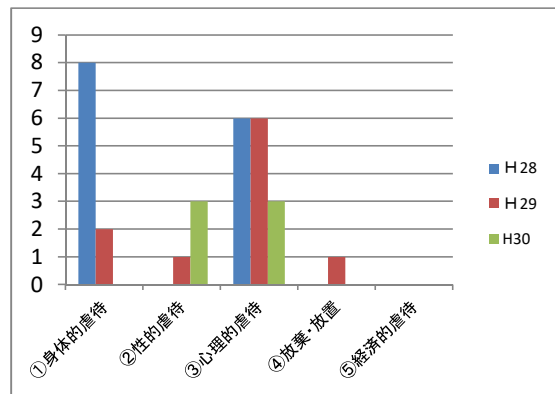
(6) 被虐待者の性別

(人数)

	H28	H29	H30
①男	7	5	6
②女	6	3	1
③不明(件数)	0	0	0

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

虐待の種別・類型



(7) 被虐待者の年齢構成

(人数)

	H28	H29	H30
①20歳未満	2	2	3
②20～29歳	4	2	0
③30～39歳	3	0	0
④40～49歳	2	3	1
⑤50～59歳	1	1	2
⑥60～64歳	1	0	0
⑦65歳以上	0	0	1
⑧不明(件数)	0	0	0

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

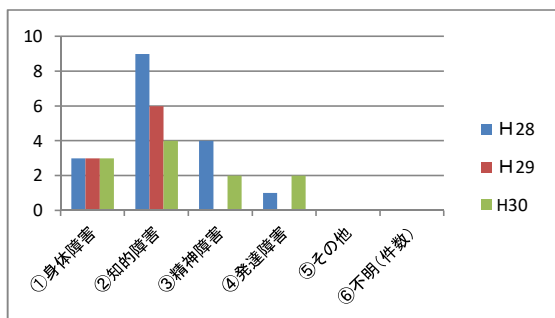
(8) 被虐待者の障害種別

(人数)

	H28	H29	H30
①身体障害	3	3	3
②知的障害	9	6	4
③精神障害	4	0	2
④発達障害	1	0	2
⑤その他	0	0	0
⑥不明(件数)	0	0	0

※1人が複数の障害を有している場合がある。

被虐待者の障害種別



3 利用者による虐待

(1) 通報件数	H28	H29	H30
	19	150	31

(2) 認定件数	H28	H29	H30
	6	115	10

(3) 虐待の種別・類型	(件数)		
	H28	H29	H30
①身体的虐待	1	0	2
②性的虐待	0	0	0
③心理的虐待	0	1	4
④放棄・放置(ネグレクト)	0	0	0
⑤経済的虐待	6	114	9

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

(4) 被虐待者と虐待者の関係	(人数)		
	H28	H29	H30
①事業主	4	114	7
②所属の上司	2	1	3

(5) 事業所の種別	(件数)		
	H28	H29	H30
①建設業	2	1	1
②製造業	0	1	3
③卸売業、小売業	1	2	3
④宿泊業、飲食サービス	0	0	0
⑤生活関連サービス業・娯楽業	0	0	2
⑥医療、福祉	0	5	1
⑦サービス業(他に分類されないもの)	3	1	0

(6) 事業所の規模	(件数)		
	H28	H29	H30
①5人未満	1	2	4
②5～29人	3	5	5
③30～99人	1	2	1
④100～499人未満	1	1	0
⑤不明	0	0	0

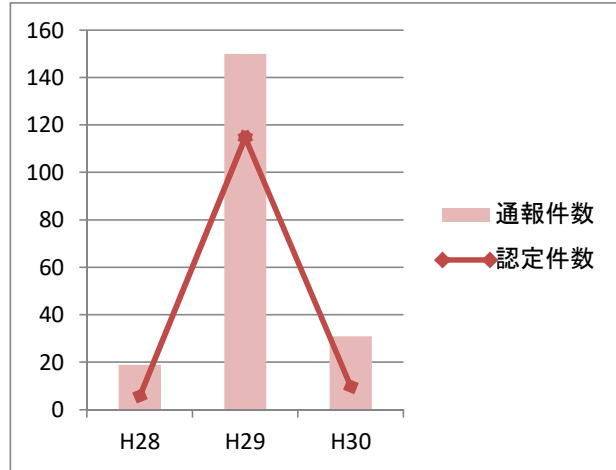
(7) 被虐待者の性別	(人数)		
	H28	H29	H30
①男性	6	66	8
②女性	0	48	2

(8) 被虐待者の年齢構成	(人数)		
	H28	H29	H30
①20歳未満	0	2	1
②20～29歳	0	17	0
③30～39歳	1	25	1
④40～49歳	4	36	4
⑤50～59歳	1	25	1
⑥60～64歳	0	7	1
⑦65歳以上	0	0	0
⑧不明	0	3	2

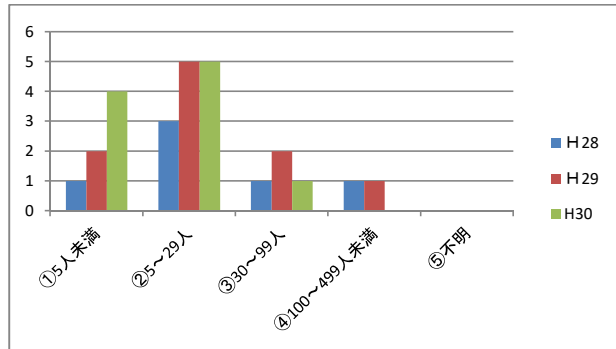
(9) 被虐待者の障害種別	(人数)		
	H28	H29	H30
①身体障害	3	29	0
②知的障害	0	27	6
③精神障害	3	58	3
④発達障害	0	0	1
⑤その他	0	1	0

※1人が複数の障害を有している場合がある。

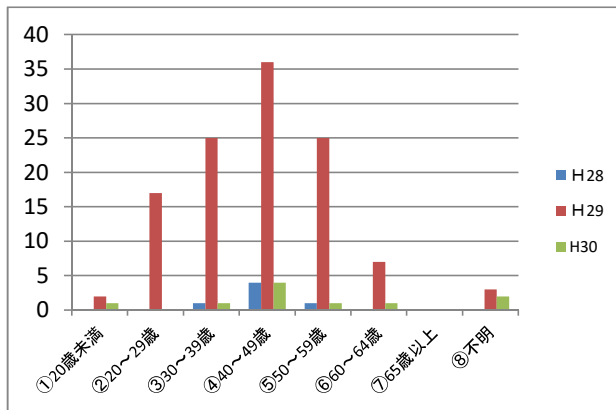
通報件数及び認定件数の比較



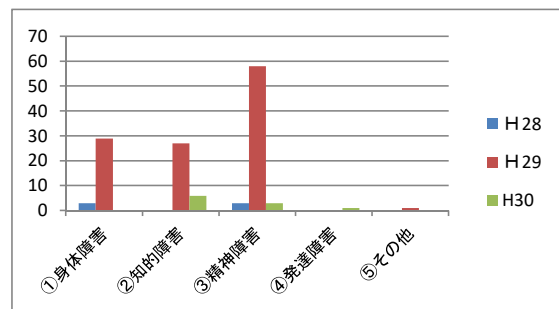
事業所の規模



被虐待者の年齢構成



被虐待者の障害種別



(参考)

障害者虐待通報経路の詳細(養護者及び障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

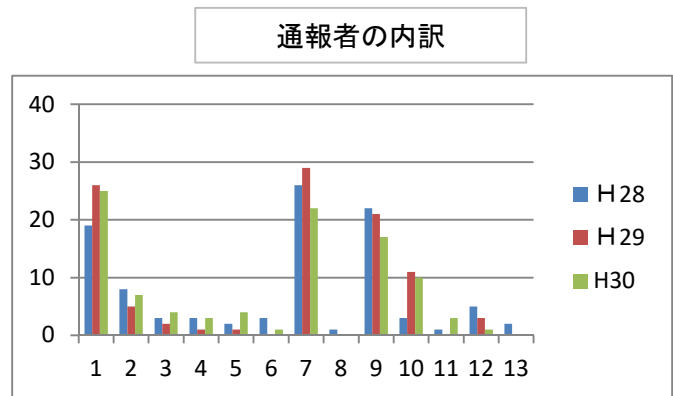
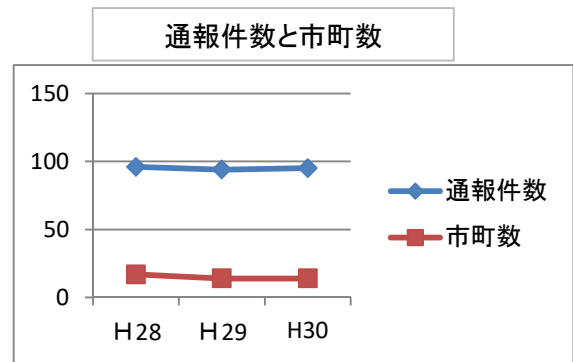
1 養護者による障害者虐待

(1) 通報件数	H28	H29	H30
	96	94	95

(2) 通報が行われた市町数	H28	H29	H30
	17	14	14

(3) 通報者の内訳	(件数)		
	H28	H29	H30
①本人による届出	19	26	25
②家族・親族	8	5	7
③近隣住民・知人	3	2	4
④民生委員	3	1	3
⑤医療機関関係者	2	1	4
⑥教職員	3	0	1
⑦相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	26	29	22
⑧虐待者自身	1	0	0
⑨警察	22	21	17
⑩当該市区町村行政職員	3	11	10
⑪介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	1	0	3
⑫その他	5	3	1
⑬成年後見人等	2	0	0

※1事案で複数の通報者がいる場合がある。



2 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待

(1) 通報件数	H28	H29	H30
	47	34	37

(2) 通報が行われた市町数	H28	H29	H30
	10	10	10

(3) 通報者の内訳	(件数)		
	H28	H29	H30
①本人による届出	12	9	6
②家族・親族	10	5	3
③近隣住民・知人	1	0	1
④医療機関関係者・教職員	1	0	0
⑤相談支援専門員・他の障害者福祉施設従事者等	3	4	4
⑥当該施設・事業所職員	9	7	4
⑦当該施設・事業所元職員	0	1	1
⑧当該施設・事業所設置者・管理者	2	7	2
⑨当該施設の利用者・実習生	3	0	0
⑩当該市町行政職員	0	1	2
⑪警察	1	2	3
⑫その他	3	1	6
⑬不明(匿名を含む)	6	1	2

※1件で複数の通報者がいる場合がある。

